２　［略］

（弔慰金及び家族弔慰金）

第十二条　弔慰金又は家族弔慰金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三～五　［略］

２　［略］

（災害見舞金）

第十三条　災害見舞金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を給付事由の発生の日から二十日以内に、事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三～五　［略］

２　［略］

（傷病手当金）

第十四条　傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三～九　［略］

２～４　［略］

（出産手当金）

第十五条　出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三～八　［略］

２・３　［略］

（休業手当金）

第十六条　休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三～六　［略］

２　［略］

（療養の給付等に関する記録の提供）

第十六条の五　事業団は、加入者又はその被扶養者の求めに応じ、当該加入者又はその被扶養者の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該加入者又はその被扶養者に対し、事業団が保有する当該加入者又はその被扶養者が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法により提供することができる。

２　［同上］

（弔慰金及び家族弔慰金）

第十二条　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号又は個人番号

三～五　［同上］

２　［同上］

（災害見舞金）

第十三条　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号又は個人番号

三～五　［同上］

２　［同上］

（傷病手当金）

第十四条　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号又は個人番号

三～九　［同上］

２～４　［同上］

（出産手当金）

第十五条　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号又は個人番号

三～八　［同上］

２・３　［同上］

（休業手当金）

第十六条　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号又は個人番号

三～六　［同上］

２　［同上］

［条を加える。］